

町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年(2014年) 3 月 10 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成５年９月町田市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「対象者」を「医療証の交付を受けた対象者」に、「に定める」を「で定める」に改め、同条に次の１項を加える。

- ３ 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。
- 第９条の次に次の１条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第９条の２ 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町田市に譲渡するものとする。

- ２ 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第１０条を次のように改める。

（助成費の返還等）

第１０条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第２号から第４号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- （１）偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

- (2) 第 8 条第 3 項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
 - (3) 前条第 1 項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
 - (4) 前条第 2 項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。
- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(届出義務) 第8条 略 2 医療証の交付を受けた対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。 (損害賠償の請求権の譲渡) 第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町田市に譲渡するものとする。 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。 (助成費の返還等) 第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。	(届出義務) 第8条 略 2 対象者は、現況について、規則に定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。 (助成費の返還) 第10条 市長は、偽りその他の不正の行為によって、医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</u> <u>(2) 第 8 条第 3 項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</u> <u>(3) 前条第 1 項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。</u> <u>(4) 前条第 2 項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</u> <u>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。</u>	